

## 白井市学校給食共同調理場建替事業に関する客観的評価

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法第 117 号。以下「PFI 法」という。）」第 8 条第 1 項の規定により、白井市学校給食共同調理場建替事業を実施する民間事業者を選定したので、PFI 法第 11 条の規定により客観的な評価の結果をここに公表する。

平成 29 年 3 月 28 日

白井市長 伊澤 史夫

### 1 事業の概要

#### (1) 事業名称

白井市学校給食共同調理場建替事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 施設管理者

白井市長 伊澤 史夫

#### (3) 事業の目的

白井市（以下「市」という。）においては、昭和 54 年に学校給食共同調理場が開設され、市内全小中学校で完全給食を実施している。現在、共同調理場から、小学校 8 校、中学校 4 校への給食提供を行っている。

また、平成 6 年には桜台小学校、桜台中学校の新設に伴いそれぞれに単独調理場が設置され、桜台小学校で 417 食、桜台中学校は 292 食を提供している。

共同調理場については、開設から 37 年が経過し施設や設備の老朽化が激しく、現在の学校給食衛生管理基準を満たしていない部分もある。

さらに、学校給食を取り巻く環境が変化する中、平成 21 年制定の学校給食衛生管理基準への対応、食物アレルギーへの対応、食育への取り組み等、様々な課題を抱えている。

本事業では、安全安心で豊かな学校給食を提供する必要性から、学校給食衛生管理基準に基づき HACCP の考え方を取り入れ、安全管理や衛生管理面に特に配慮し、さらに時代に合った食文化の継承や効果的な健康教育・食育等のニーズにも対応できる施設を整備し、安全でおいしい給食を提供するとともに、長期的な観点にたった給食の質を確保し、良好な施設の維持管理や整備運営コストの縮減を目指すことを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するため、PFI 法に基づく事業手法の導入を図るものである。

#### (4) 事業の基本理念

本事業は、PFI 法に基づき、PFI 事業者（以下「事業者」という。）が本施設を整備し、運営期間内において施設の維持管理及び運営を行う。

市は、本事業において、以下の事項が、民間のノウハウ等を活用し実現されることを期待

している。

ア 安全で安心な学校給食の実施

(HACCP の考えに基づいた衛生管理が徹底し、アレルギー食の提供が出来る学校給食の実施)

イ 栄養バランスを考えたおいしい給食の提供

ウ 食育の推進

エ 地産地消の推進

オ 環境に配慮した施設

カ 災害時に対応した施設

キ 効率的な運営

(5) 事業概要

ア 施設の概要

(ア) 事業用地：白井市復 1323 番 15 外

(イ) 敷地面積：約 7,580 m<sup>2</sup>

(ウ) 供給能力：6,500 食/日（1 献立方式）

(エ) 供給対象校：市内の小・中学校

(オ) 備考：食物アレルギー対応については、除去食及び代替食を基本とし、50 食/日とする。

イ 事業方式

事業者が施設を整備し、市に施設の所有権を移転したのち、維持管理業務及び運営業務を実施する BT0 方式 (Build Transfer Operate) とする。

ウ 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

(ア) 施設整備期間 事業契約締結日から平成 31 年 1 月末

(イ) 開業準備期間 平成 31 年 2 月から平成 31 年 3 月末 (2 ヶ月間)

(ウ) 維持管理運営期間 平成 31 年 4 月から平成 46 年 7 月末 (15 年 4 ヶ月間)

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 施設整備業務

a 事前調査業務

b 各種許認可申請等業務及び関連業務

c 設計業務

d 工事監理業務

e 建設業務

f 調理設備調達・搬入設置業務

g 調理備品調達・搬入設置業務

h 事務備品・食器・食缶等調達・搬入設置業務

i 外構整備・植栽整備業務

- j 配送車両調達業務
- k 既存学校給食共同調理場の解体・撤去業務
- l 完成検査及び引渡し業務
- m その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(イ) 開業準備業務

- a 開業準備計画書の作成
- b 各種設備・備品等の試運転
- c 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- d 開業準備期間中の施設の維持管理
- e 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- f 従業員等の研修
- g 調理リハーサル
- h 配送リハーサル
- i 試食会の開催支援
- j 事業説明資料の作成
- k DVD 紹介資料の作成
- l 開所式の支援
- m その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(ウ) 維持管理業務

- a 建築物維持管理業務
- b 建築設備維持管理業務
- c 調理設備維持管理業務
- d 什器備品・食器・食缶等維持管理業務（市事務室内の事務備品を除く）
- e 植栽・外構維持管理業務
- f 清掃業務
- g 警備業務
- h その他附帯施設に関わる維持管理業務
- i その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(エ) 運営業務

- a 日常の検収支援業務
- b 給食調理業務
- c 洗浄等業務
- d 配送及び回収業務
- e 配膳業務
- f 廃棄物処理業務
- g 衛生管理業務
- h 配送車両維持管理業務
- i 献立作成・食材調達支援業務
- j その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## 2 落札者決定までの経緯

日 程	内 容
平成 28 年 3 月 26 日	第 1 回白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会
平成 28 年 4 月 13 日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
平成 28 年 4 月 20 日	実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会
平成 28 年 4 月 20 日 ～5 月 11 日	実施方針及び要求水準書（案）への質問・意見の受付
平成 28 年 6 月 1 日	実施方針及び要求水準書（案）への質問・意見に対する回答の公表
平成 28 年 7 月 3 日	第 2 回白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会
平成 28 年 7 月 13 日	特定事業の選定及び入札公告、入札説明書等の公表
平成 28 年 7 月 19 日	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
平成 28 年 7 月 19 日 ～7 月 26 日	入札説明書等に関する質問の受付
平成 28 年 8 月 23 日	入札説明書等に関する質問・意見に対する回答の公表
平成 28 年 9 月 6 日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成 28 年 9 月 12 日	参加資格審査結果の通知
平成 28 年 10 月 1 日	第 3 回白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会
平成 28 年 11 月 9 日	入札書類及び提案書類の受付
平成 28 年 12 月 18 日	第 4 回白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会（ヒアリングの実施及び最優秀提案者の選定）
平成 29 年 1 月 20 日	落札者の公表

### 3 落札者の決定

平成 28 年 11 月 9 日に行った入札書類及び提案書の受付には、1 グループからの提出があり、白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会は、あらかじめ公表した落札者決定基準に従って提案内容等の審査を行い、平成 28 年 12 月 18 日に最優秀提案者を選定した。

市は、その結果を踏まえ、平成 28 年 12 月 28 日付けで東洋食品グループを落札者として決定した。

<落札者>

グループ名	グループ構成	
東洋食品 グループ	代表企業	株式会社東洋食品
	構成企業	株式会社新昭和 タニコー株式会社 千葉営業所 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 NECキャピタルソリューション株式会社
	協力企業	パシフィックコンサルタンツ株式会社 株式会社桑田建築設計事務所 株式会社近江屋商会

### 4 落札価格

落札者として決定した東洋食品グループの入札価格は、下記のとおりである。

6,240,324,632円（消費税及び地方消費税除く）

### 5 落札者の事業計画に基づく財政支出の削減効果

落札者の入札価格に基づき、本事業を PFI 事業で実施する場合の市の財政負担について、市が直接実施する場合の財政負担を 100 として比較したところ、以下に示すとおりとなった。

表 市の財政負担の比較(現在価値換算後)

項目	財政負担の比較（現在価値換算）			
	特定事業の選定時 (H28. 7. 13)		入札後 (H29. 3. 28)	
	市の財政負担額	指標	市の財政負担額	指標
① 市が直接実施する場合	6,895,450 千円	100	6,781,442 千円	100
② PFI 事業で実施する場合	6,339,463 千円 (6,234,898 千円)	92	6,099,279 千円	90

- ※ 1 特定事業の選定時の市の財政負担額については、消費税率を 10%で見込み算出したもの  
②のカッコ内の数値は、消費税率を 8%で算出したもの
- ※ 2 入札後の市の財政負担額については、平成 28 年 11 月の税制改正により消費税率の引き上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことから、消費税率 8%で算出したもの
- ※ 3 表中の金額は、将来の支出や収入を現在の貨幣価値に換算(現在価値換算)して算出したもの